

公募型プロポーザルに係る優先交渉権者の選考方法について  
【 甲府市公共施設再配置計画（第2次実施計画）策定等支援業務委託 】

1 優先交渉権者の選考方法

- (1) 優先交渉権者の選考にあたっては、「優先交渉権者選考審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づき、甲府市公共施設再配置計画（第2次実施計画）策定等支援業務受託者選考審査委員会で採点を行う。
- (2) 審査結果から、その合計点数が満点の6割（90点）以上の者のうち、合計点数が最も高い者を「第1優先交渉権者」とし、併せて次点の者を「第2優先交渉権者」として選考する。
- (3) 参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その合計点数が満点の6割以上であれば、その者を交渉権者として選考する。
- (4) 評価項目及び各配点は次のとおりとする。

| No. | 評価項目          | 配点   | 合計   |
|-----|---------------|------|------|
| 1   | 企業評価点（業務履行能力） | 20点  | 150点 |
| 2   | 企画提案評価点（業務内容） | 100点 |      |
| 3   | プレゼンテーション評価点  | 10点  |      |
| 4   | 見積書評価点        | 20点  |      |

- (5) 同点となった場合は、審査基準の企画提案評価点 → 企業評価点 → 見積書評価点 → プレゼンテーション評価点の順に、より上位である者を優先交渉権者として選考する。なお、それでも決定しない場合は、くじ引きにより決定する。
- (6) 見積金額が「提案上限額」を超えている場合は、失格とする。

2 審査基準及び採点方法

- (1) 審査基準及び各評価項目の配点については、別表「審査基準」のとおりとする。
- (2) 企業評価点、企画提案評価点及びプレゼンテーション評価点の判断基準は、以下のとおりとする。

| 判断基準 | 配点  |                  |                  |                  |                  |
|------|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|
|      | 5 点 | 10 点             | 15 点             | 20 点             | 30 点             |
| 特に良い | 5   | 配点 5 点<br>×2（係数） | 配点 5 点<br>×3（係数） | 配点 5 点<br>×4（係数） | 配点 5 点<br>×6（係数） |
| 良 い  | 4   |                  |                  |                  |                  |
| 普 通  | 3   |                  |                  |                  |                  |
| やや劣る | 2   |                  |                  |                  |                  |
| 劣 る  | 1   |                  |                  |                  |                  |

(3) 見積書評価点

見積金額（税込）について、相対的に評価する。

ア 参加者のうち最低見積金額を満点とし、その割合で按分して評価

イ  $20 \text{ 点} \times (\text{最低見積金額} \div \text{提案見積金額})$  ※ 小数点以下は切捨て